

新しい地域コミュニティづくり の基本方針



香美町

目次

第1章 新しい地域コミュニティづくり

1. 基本方針策定の背景と目的.....	1
2. 香美町の地域自治の現状と課題	2
3. 協働のまちづくり.....	5
4. 新しい地域コミュニティの必要性	8
5. 新しい地域コミュニティが果たす役割と目指すべき姿	9

第2章 新しい地域コミュニティの組織イメージ

1. 新しい地域コミュニティの機能	10
2. 行政区との関係.....	10
3. 行政との関係.....	11

第3章 新しい地域コミュニティの役割

1. 新しい地域コミュニティの活動	12
2. 新しい地域コミュニティが担う重点機能	12
3. 新しい地域コミュニティの設立によるメリット	14

第4章 新しい地域コミュニティと地区公民館

1. 新しい地域コミュニティの活動拠点としての地区公民館の役割	15
2. 新しい地域コミュニティと地区公民館の関係	15
3. 新しい地域コミュニティと地区公民館の目指すべき姿	17

第5章 町の支援策

1. 推進体制.....	18
2. 人的支援.....	18
3. 財政支援.....	19
4. モデル地区での活動の推進.....	20

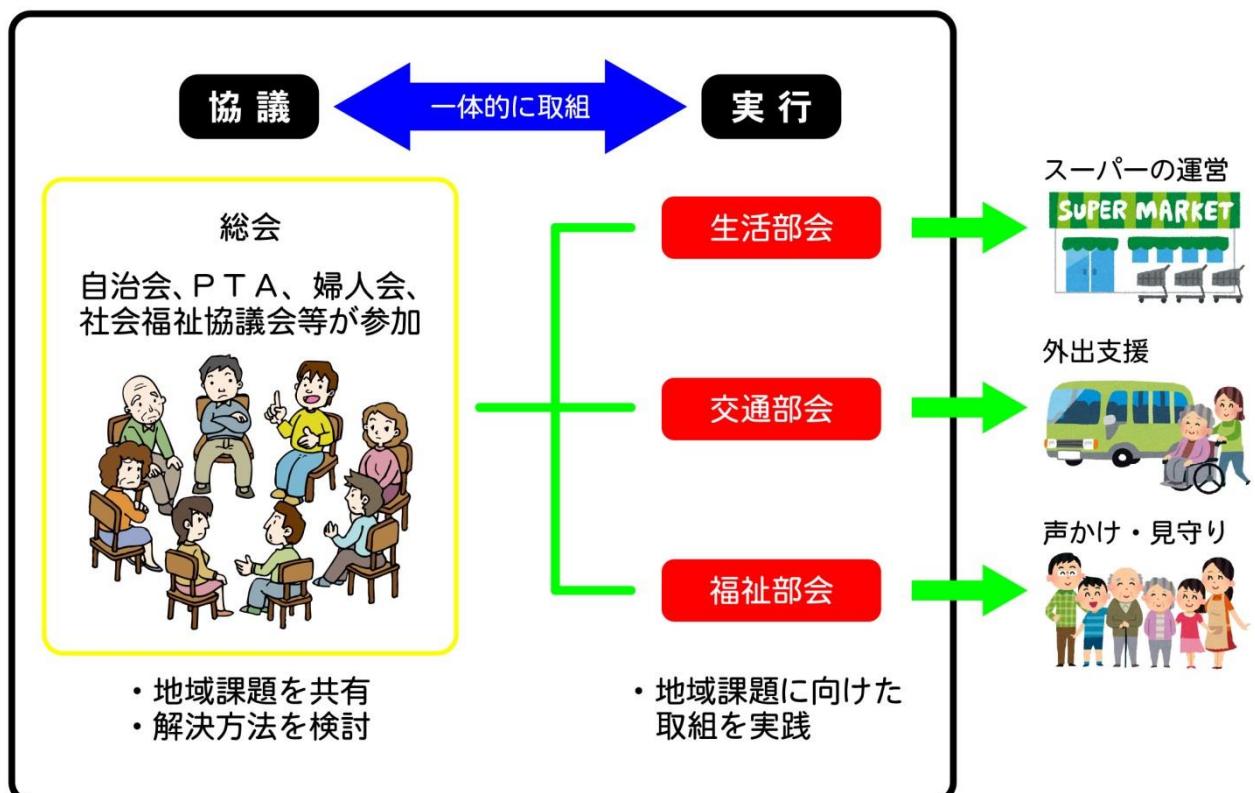
新しい地域コミュニティ（地域運営組織）とは？

地域での暮らしを守るために、地域で暮らす人や自治会、各種団体等が協力・連携し、地域のことを主体的に決定しながら、より住みやすい地域を自分たちの手で作り上げていく組織のことです。

運営形態は、協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ「一体型」や協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別の組織を形成しながら、相互に連携する「分離型」など、地域の実情に応じた様々な形態があります。

この組織の多くは、従来からの住民の繋がりが深い地区公民館の活動範囲や小学校区を活動エリアとしています。また、2018年（平成30年）4月1日現在、全国の市町村の約39%にあたる675市町村で4,177団体の組織が形成されています。

組織のイメージ図



<地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書（総務省（平成29年3月））より抜粋>

第1章 新しい地域コミュニティづくり

1. 基本方針策定の背景と目的

本町では、第2次香美町総合計画の中で、まちづくりの基本方針の一つに「協働によるまちづくりの推進」を掲げています。

協働によるまちづくりの推進とは、自助、共助、公助の組み合わせにより、自分たちにできることはそれぞれが責任を持って行い、できることをお互いに支え合い、補完し合いながら、町民と行政の相互連携、協力による具体的な活動を行うことにより、住みよい地域づくりを目指すことです。

本町は、120の行政区（区、自治会（区））で構成されており、それぞれの行政区が地域活動の基礎的な単位となっていますが、高齢者世帯や一人暮らしのお年寄りをどう見守り支援していくのか、次代を担う子どもたちをどう育てるのかなど、地域における課題は広域化・複雑化してきています。

それら地域が抱える多くの課題には「自分たちの地域は自分たちで守り、育てる」ことを地域づくりの基本に置き、行政区内の支え合いを補完し、住民と行政がそれぞれの立場で役割分担し、連携、協力しながら対処する必要があります。

また、社会減少や自然減少による人口減少、農地や山林の荒廃、集落機能の停滞に起因する「地域力」の減退と、そこに暮らす住民の「地域に住み続ける意味や誇りの喪失」を防ぐため、地域住民と行政が一体となって、それぞれの地域にあるあらゆるもの（自然、歴史、文化、産業、景観など）を地域の資源としてとらえ、それらを守り、活用したまちづくりを進め、地域への愛着と誇りの醸成を図り、地域コミュニティ活動の維持、強化を図る必要があります。

そこで、小学校区や地区公民館の活動範囲を一つの単位とした「新しい地域コミュニティ」による地域づくりの今後の方向性を示すとともに、協働によるまちづくりを推進するため「新しい地域コミュニティづくりの基本方針」を策定し、具体的な検討を進めることとします。

2. 香美町の地域自治の現状と課題

(1) 地域の課題

本町では、これまで地域自治の役割は区長（自治会長）を中心とした行政区が大きく担ってきました。しかし、2016年に実施した区長や女性、若者を対象とした集落アンケートの結果や地域コミュニティづくりに関する意見交換会等での意見から、地域自治の現状と行政区が抱えるさまざまな課題や将来に対する不安が浮き彫りとなりました。

■集落アンケートや意見交換会等により浮き上がった地域が抱える課題など

- ・役員の人材（担い手）不足
- ・相互扶助意識の低下
- ・少子高齢化による新たな課題への対応
- ・「この地域にはなにもない・・・」
「この地域はどうしようもない・・・」など『地域への誇り』の喪失

(2) 少子・高齢化の進行

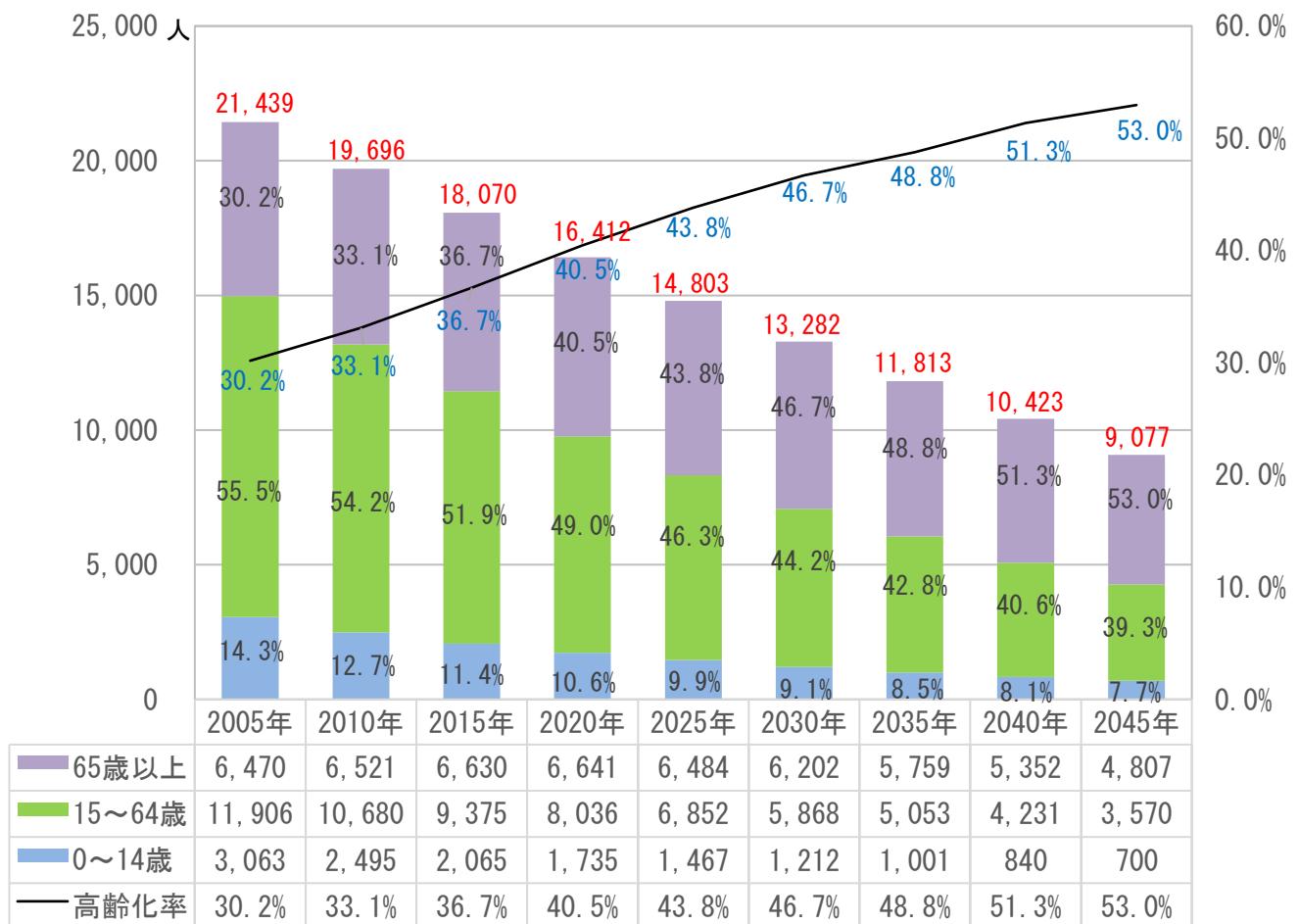
2018年3月に発表された国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の将来人口推計では、本町の人口は2045年には2015年より8,993人減少し、9,077人になるとされています。今後、この推計のとおり推移すると、2015年に2,065人であった年少人口が、2045年には700人に、36.7%であった高齢化率は53.0%となり、様々な分野で町民生活に大きく影響を及ぼすことが推測されます。

本町の人口と将来予測

	2015年10月 (国勢調査)	2045年 (社人研推計)
総人口	18,070人	9,077人
年少人口（0-14歳）	2,065人	700人
65歳以上人口	6,630人	4,807人

高齡化率	36.7%	53.0%
------	-------	-------

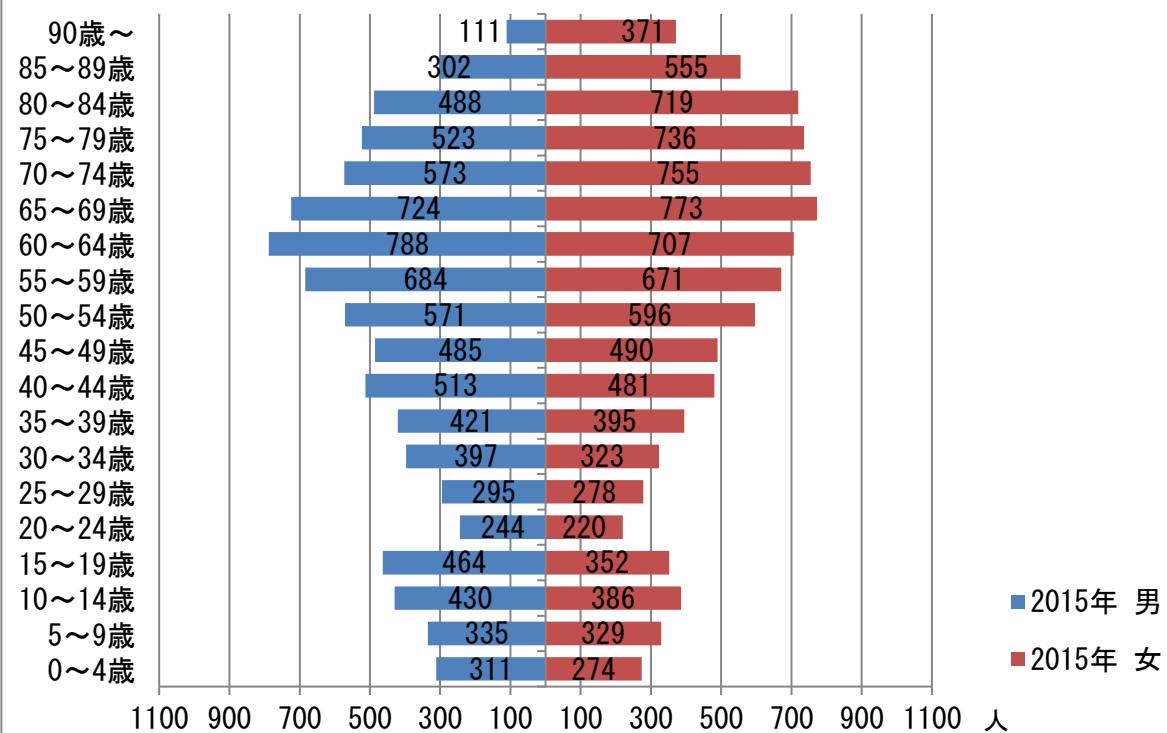
本町の将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所（2018年3月））



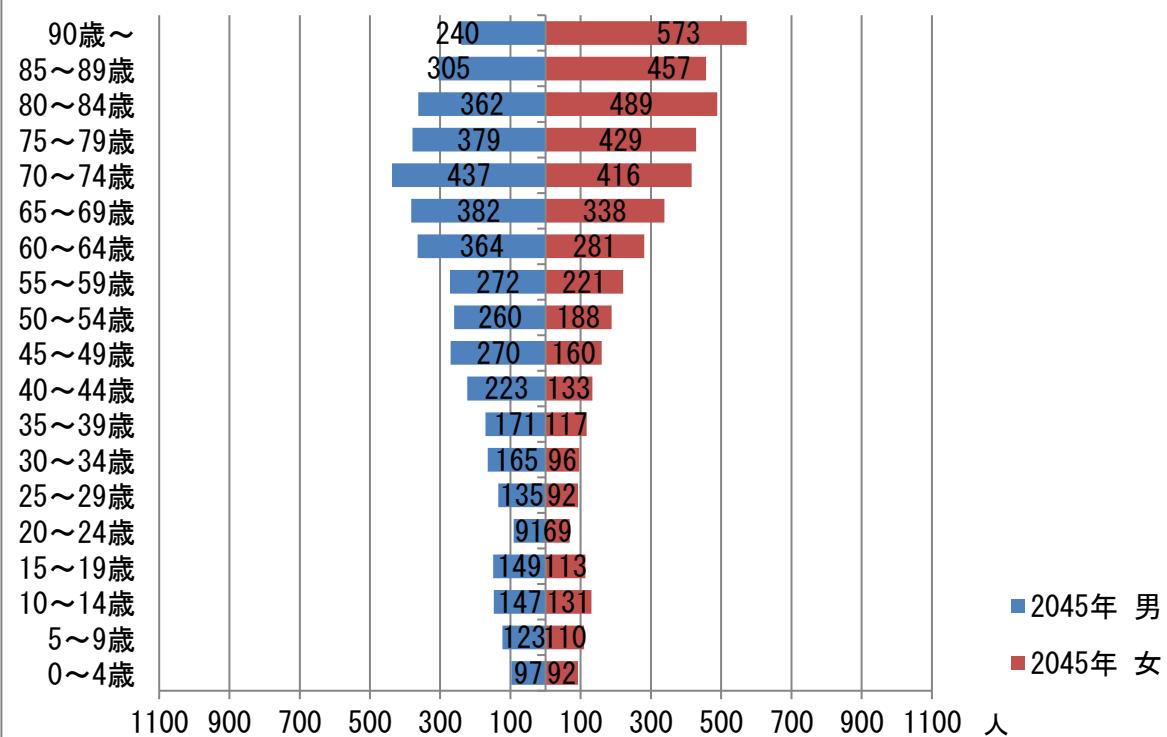
2015年の総人口に占める高齢化率は36.7%であり、全国平均(26.6%)よりも10.1%高くなっています。今後、高齢化率は2045年までに16.3%上昇し、およそ2人に1人が高齢者となると見込まれています。

また、2040年までには総人口が2015年より4割以上減少し、2018年現在の労働力人口(15歳～64歳)の定義で労働力人口が推移した場合、現在の9,375人が2045年には3,570人に減少し、5,000人以上の労働力人口が減少することとなります。

人口ピラミッド（2015年）



人口ピラミッド（2045年）



(3) 新たな地域課題の増大

現在、全国的に少子高齢化や人口減少に起因する、本来備わっていた自治機能に支障をきたしている行政区が増加傾向にありますが、本町においても、集落機能の低下が顕著となってきている行政区が増加してきており、これまででは集落内や隣近所の助け合いなどで解決できていた課題や問題が解決できなくなりつつあります。

このことから、防犯や防災対策、水路や道路の維持管理活動など、一つの行政区だけでは対応が困難な課題や、高齢者世帯や一人暮らしのお年寄りの見守り、安全な子どもたちの居場所づくりなど、新たな地域課題も増加してきています。

3. 協働のまちづくり

(1) 協働の定義

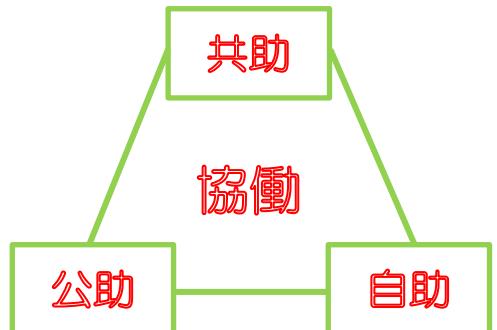
本町では、第2次香美町総合計画の基本方針の一つに「協働によるまちづくりの推進」を掲げ、まちづくりにすべての町民が関わり、明確な役割分担と相互の連携、協力による具体的な活動を行うことにより、住みよい地域づくりを目指す取り組みを進めています。

「協働」とは、一般的に、複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいいますが、新しい地域コミュニティづくりにおける「協働」は、地域課題の解決やより良いまちづくりを実現するために、地域住民と行政がお互いに連携し、まちづくりに関する事業や活動を継続的に取り組むことをいいます。

(2) 協働の考え方

自助・共助・公助の組み合わせにより、「地域のことは地域で決める、地域で取り組む」ことを基本に、そこに暮らす人たちが互いに連携、協力し、まちづくりを進めることが協働の考え方です。

- 自助** 住民ひとりひとりが
豊かな生活を送るために努力すること
- 共助** 地域住民が地域づくりに協力すること
- 公助** 法律や制度に基づき、行政機関等が
提供するサービスや支援など



(3) 住民と行政との協働

「住民と行政との協働」には、地域課題の解決を地域住民が主体的に取り組むことに対して、行政が財政支援や職員による人的支援を行う事例や、行政が主体的に取り組む事業に対して地域住民が参画する事例などがあり、地域住民が行う「自助・共助」と行政の責任において行う「公助」との中間部分が「住民と行政との協働」にあたります。

地域住民と行政の協働のイメージ

自助・共助	地域住民と行政の協働	公助
地域住民が主体となる取り組み	地域住民が主体となり、行政が協力する取り組み	行政が公的に処理する取り組み
ボランティア活動 地域行事等	補助金を活用した地域活動 各種委員会や町の計画策定への参画等	公共事業 除雪事業等

さまざまな「住民と行政との協働」

協働の形態	概要
事業委託	住民の主体性や個性などを活かして、行政が行うよりも効率的、効果的に実施できる事業の全部又は一部を委託する形態

事業協力	住民と行政の相互の役割分担により、一定期間、継続的な関係のもとで協力して事業を行う形態
実行委員会	住民と行政が相互に協力し合い、新たな組織を設置して事業に取り組む形態
共 催	住民と行政が共に主催者となり、事業の企画や実施を共同で行う形態
補 助 金	住民が主体となって行う事業に、行政が政策目的を達成する観点から財政支援を行う形態

(4) 地域住民と行政が果たす役割

地域の活性化は、地域住民と行政が一体となって取り組むことによって、より一層効果的に進むことから、新しい地域コミュニティによる地域づくりに取り組むためには、協働のまちづくりの考え方を理解し、地域住民と行政がそれぞれの立場を理解する必要があります。

■地域住民の役割

自らが暮らす地域は自分たちのものだという自覚と、地域をより良い地域にしたいという思いを持ちながら、積極的に地域活動に関わる意識を持つことが重要です。

また、個人でできないことは地域の取り組みの中で解決し、それでも解決できない問題は行政が担う「補完性」の考え方を理解し、地域づくりに積極的に参加することを心がける必要があります。

■行政の役割

新しい地域コミュニティによる地域づくりを進めるためには、行政内部のさまざまな部署が関わる必要があるため、従来の縦割り組織から横断的に機能する組織への新たな取り組みを進める必要があります。

また、地域住民と行政がお互いの立場と役割を尊重し、相互の力を最大限発揮しながら取り組みを進めるために、地域づくりを支援するための体制や仕組みを整える必要があります。

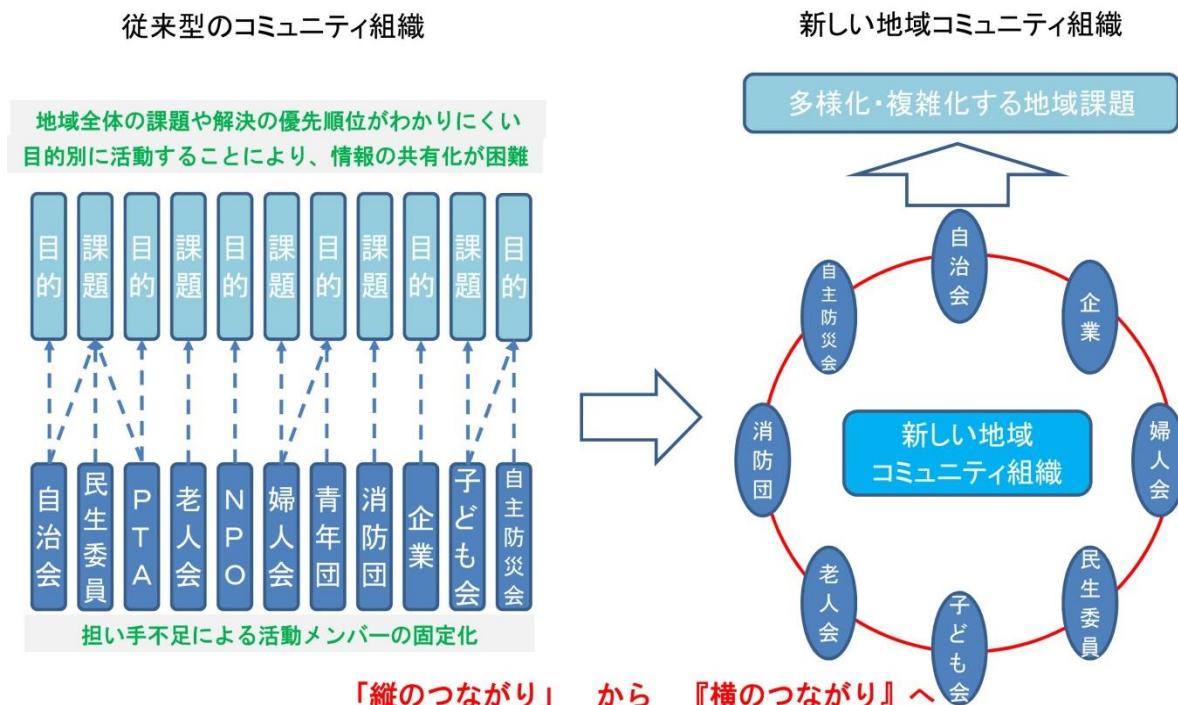
4. 新しい地域コミュニティの必要性

本町には、120 の行政区がありますが、2015 年の国勢調査では、65 歳以上の高齢者人口の割合が 40% を超えている行政区が 58 あります。さらに、55 歳以上の人口割合が 40% を超えている行政区は 117 あり、全体の 97.5% を占めます。また、世帯数が 20 以下の行政区も 35 あり、行政区の高齢化、小規模化が進行しています。

このまま、行政区の高齢化、小規模化が進行すると、助け合いの機能が低下し、安心、安全な暮らしや伝統行事、共同作業などの存続が困難になることが予測されます。

また、国立社会保障・人口問題研究所による本町の将来人口推計によると、今後、ますます高齢化、小規模化する行政区の増加が想定されることから、現在の行政区の枠組みを超えた地域的なつながりの強い地域を単位とした、新しいコミュニティを形成し、地域づくりを行うことが必要となってきたと言えます。

新しい地域コミュニティによるこれから地域づくりには、従来のコミュニティ組織や地域団体と行政との「縦のつながり」から新しい地域コミュニティを構成する団体が「横のつながり」の関係を築き、地域課題の解決と地域住民の自主的、主体的なまちづくりの実現を目指すことが求められます。



5. 新しい地域コミュニティが果たす役割と目指すべき姿

この基本方針は、地域住民自らが地域課題を自らの責任において解決するという考え方のもと、現在の地域における各種団体の活動を維持しつつ、それらの各種団体が団結、連携して、より良い地域コミュニティの構築を目指すものです。

新しい地域コミュニティは、さまざまな地域課題の解決に総合的に取り組む役割を持つ必要があるため、それぞれの地域でその地域の特性を活かした仕組みを作り上げる必要があります。

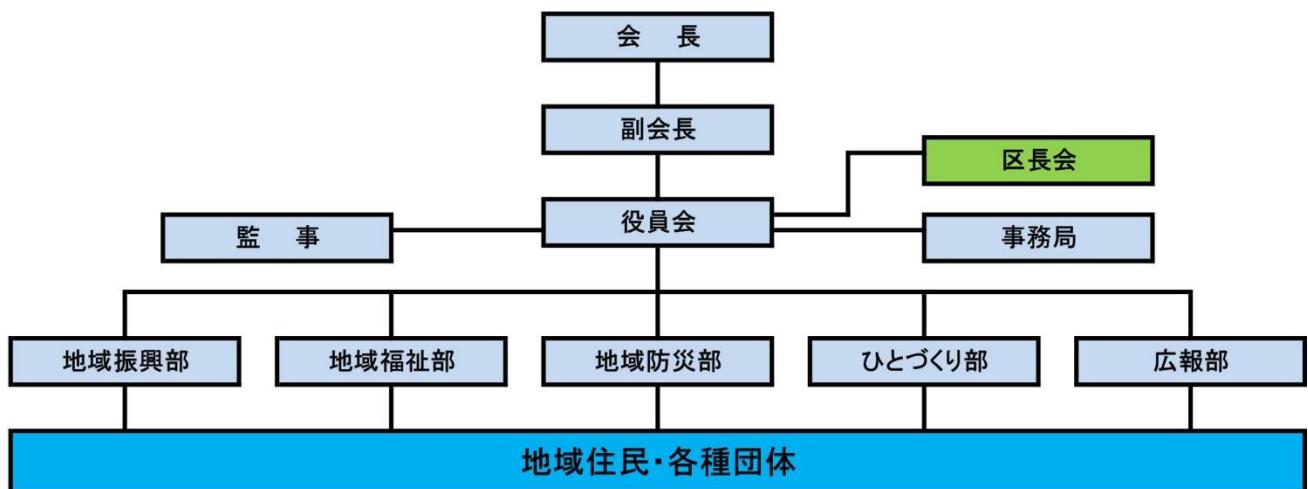
また、住民が各々の個性と能力を発揮して、地域活動に参加、参画するとともに、お互いに協力しながら活動し「自分たちの地域は自分たちで守り、育てる」ことを念頭に、それぞれの地域にあった地域づくりを進めが必要となります。

第2章 新しい地域コミュニティの組織イメージ

1. 新しい地域コミュニティの機能

新しい地域コミュニティは、さまざまな地域課題の解決や地域運営に主体的に取り組む役割を持つため、地域住民の合意を得て、地域づくりを行うための機能と構造を備える必要があります。

組織の構造や取り組み内容は地域によってさまざまですが、組織を運営する上で基本となる組織図は次のとおりです。



新しい地域コミュニティは、役員会や総会など「意思決定機関」としての役割と、まちづくりを具体的に進める「事業の実施機関」としての役割を併せ持つこととなります。

また、組織を代表する会長、会長を補佐する副会長、組織の事務や会計を担当する事務局、会計監査を行う監事などを設置する必要があります。さらに、地域で取り組む活動の分野ごとに専門部会を設置し、活動内容を充実させていくことを併せて検討する必要があります。

2. 行政区との関係

新しい地域コミュニティは、ある一定規模の範囲にある地域を一つの単位とした、行政区や各種団体等の地域住民が連携、協力していくための「地域の共同体」となります。

それぞれの行政区が地域活動を行うことを前提としながら、新しい地域コミュニティと各行政区の連携、協力によってまちづくりを補完していくことを目指し

たものです。

そのため、新しい地域コミュニティが組織化されても、従来の行政区の役割や業務が新しい地域コミュニティに移管されるわけではありませんので、行政区が行うこと、新しい地域コミュニティが行うことを仕分けし、効果的な繋がりをつくる必要があります。

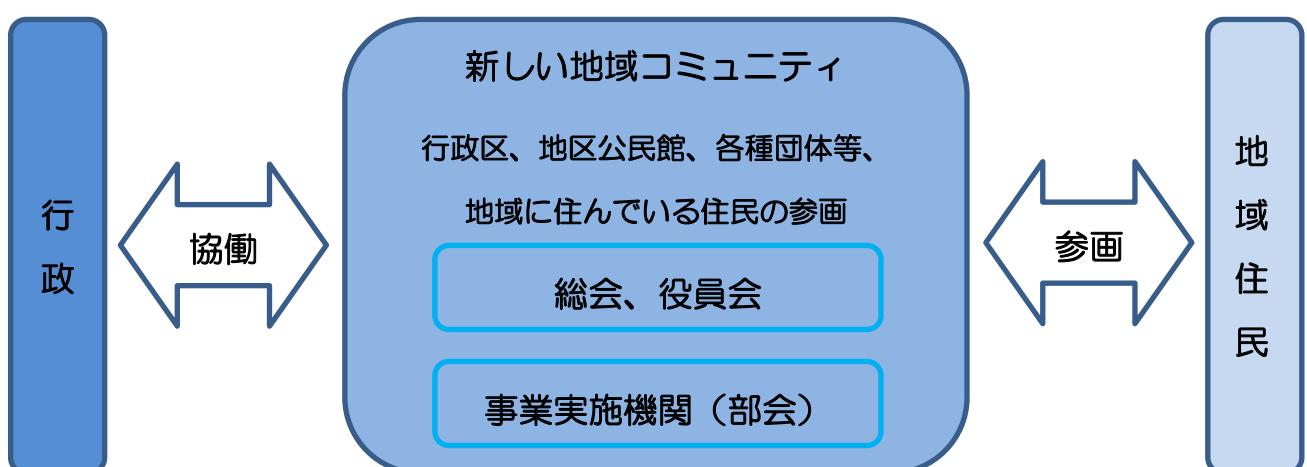
3. 行政との関係

これまで、行政区や各種団体などの地域で活動する団体は、地域と行政を結ぶパイプ役として地域づくりを進める上で大きな役割を果たしてきましたが、行政からの受け身の活動が多い側面もありました。

地域住民の合意に基づいて設立される組織である新しい地域コミュニティは、行政コストを削減するために行政組織の一部となるものや、行政から受ける業務のみを行う受け身の活動を行う組織ではなく、地域住民が自ら考え行動し、より主体的に地域づくりに参加することにより、行政と連携し協働する「まちづくりのパートナー」としての関係を築く必要があります。

また、行政は、新しい地域コミュニティの活動に指示を行うのではなく、その活動を尊重し、財政的な支援や人的な支援を行う必要があります。

新しい地域コミュニティと地域住民、行政との関わり



第3章 新しい地域コミュニティの役割

1. 新しい地域コミュニティの活動

地域の抱える課題は、高齢者福祉、子育て、地域振興など多岐にわたっています。これらの地域が抱えるさまざまな課題は、行政だけで解決することが難しくなっており、地域住民と行政が協働して地域の課題に対応していく必要が生じてきています。

また、地域で考え、地域で行動していくには、自分たちの地域の将来をどのようにしていくのか、どのような取り組みを進めるべきなのか、それらの活動を行う財源はどう確保するべきなのかを考えていくことが求められます。

2. 新しい地域コミュニティが担う重点機能

新しい地域コミュニティは、さまざまな地域課題の解決に向けた取り組みや地域づくりを行う必要があるため、「地域振興」や「地域福祉」、「地域防災」、「ひとつづくり」など、それぞれの地域ごとに新しい地域コミュニティが担う重点機能を設定し、さまざまな地域課題に対応した事業の実施と、各行政区や地域内の既存の組織や団体との連携も必要となります。

なお、これらの全ての機能を組織の立ち上げ時に取り組むことは非常に困難であるため、組織立ち上げの際に行うワークショップ等でその課題等を整理し、できることからその取り組みを進めることとします。

(1) 地域振興

地域づくりを進める上での地域の魅力や課題の把握、長期的な視点での地域づくり、地域住民が一体となった地域振興への取り組みを推進します。

■具体的な取り組み事例

- ・地域課題の発見、整理、解決
- ・地域内の空き家の把握と利用希望者の現地案内
- ・地域での除雪体制の確立
- ・移住（希望）者の積極的な受け入れ
- ・地域資源を活用した独自財源の確保
- ・農地、森林の保全
- ・沿道花づくり運動 など

(2) 地域福祉

高齢者の日常生活の問題から災害時の要援護者の対応など、地域に存在している幅広い地域課題を解決するために、地域住民が主体的に共に支え合う地域づくりを推進します。

■具体的な取り組み事例

- ・地域内の世帯調査による支え合いの仕組みづくり
- ・空き店舗などを活用した交流サロン等の設置、運営
- ・定期的な高齢者の訪問と声掛け、元気体操教室の運営
- ・地域見守り看護師による地域巡回 など

(3) 地域防災

人口減少等により単独では自主防災活動が実施できない行政区の活動の補完や、地域の特性を踏まえた防災活動などを推進します。

■具体的な取り組み事例

- ・自主防災組織の育成と活動
- ・防災訓練、救命救急講習会の実施
- ・避難時に備えた被援助者の把握と避難支援
- ・災害時における避難所の開設、運営
- ・特定空き家（危険空き家）の見守り など

(4) ひとづくり

少子化による地域における子どもを取り巻く環境の変化や子育てに関するニーズの多様化、地域における子育てや社会教育に対する課題を解決するために、地域の魅力を次世代へ伝える人づくりと地域活動を推進します。

■具体的な取り組み事例

- ・小中学生等の地域づくり活動への参加
- ・地域住民が主体となった生涯学習活動
- ・地域内での子育て支援事業
- ・地域の子どもたちを対象とした学習塾（土曜寺子屋等）の運営
- ・赤ちゃんとの交流事業による世代間交流 など

3. 新しい地域コミュニティの設立によるメリット

新しい地域コミュニティは、地域内の各種団体のネットワーク化や相互補完の関係を築くとともに、それぞれの地域の実情や特性を活かし、住民主体で地域づくりを行う組織であることから、地域住民のニーズにきめ細かく対応することができ、より良い地域づくりの実現を目指すことができます。

また、新しい地域コミュニティの取り組みを通じた地域コミュニティの再生により、地域住民自らが地域の現実を受け止め、将来のビジョンを明確にし、地域住民の絆を基本にした、安全、安心な地域を持続していくことが期待されます。

(1) 地域活動のネットワーク化と担い手不足の解消

新しい地域コミュニティに地域で取り組む活動の分野ごとの部会を設置することで、類似した団体の事業をそれぞれの部会の中で横の繋がりを持って幅広く議論することが可能となります。

また、同じ部会の中の団体間で会員や役員を兼務することにより、担い手不足の解消が期待できます。

(2) 住民主体のまちづくりの実現

地域の目指すべき将来像を地域住民が責任を持って考え、共有して取り組んでいくことで、住民主体のまちづくりを実現していくことができます。

(3) 地域住民の一体感の醸成

地域づくり活動への住民の参画や各種団体が連携した事業を実施することにより、地域に一体感が生まれます。

(4) 行政との協働による課題解決

行政だけでは解決できなかった地域課題が、地域のことを熟知している住民の知恵と経験を活かした行政との協働による取り組みにより、解決することが期待されます。

第4章 新しい地域コミュニティと地区公民館

1. 新しい地域コミュニティの活動拠点としての地区公民館の役割

現在、さまざまな活動を行っている地区公民館は、地域住民の地域づくりを担う生涯学習の活動拠点として地域に欠かせない施設となっていることから、地域のさまざまな課題を解決するための組織となる新しい地域コミュニティの活動拠点としての役割を果たす必要があります。

このことから、新しい地域コミュニティの活動拠点は、地区公民館を基本とすることがあります。

地域	拠点施設	地域	拠点施設
香住地区	香住地区公民館	長井地区	長井地区公民館
奥佐津地区	奥佐津地区公民館	村岡地区	村岡地区公民館
佐津地区	佐津地区公民館	兎塚地区	兎塚地区公民館
柴山地区	柴山地区公民館	射添地区	射添地区公民館
余部地区	余部地区公民館	小代区	小代地区公民館

2. 新しい地域コミュニティと地区公民館の関係

(1) 地区公民館との連携

新しい地域コミュニティと生涯学習機能を持つ地区公民館は、それぞれ別の組織となります。双方がともに地域のための組織であることから、より活発な地域づくりを進めるため、お互いが連携することが望されます。

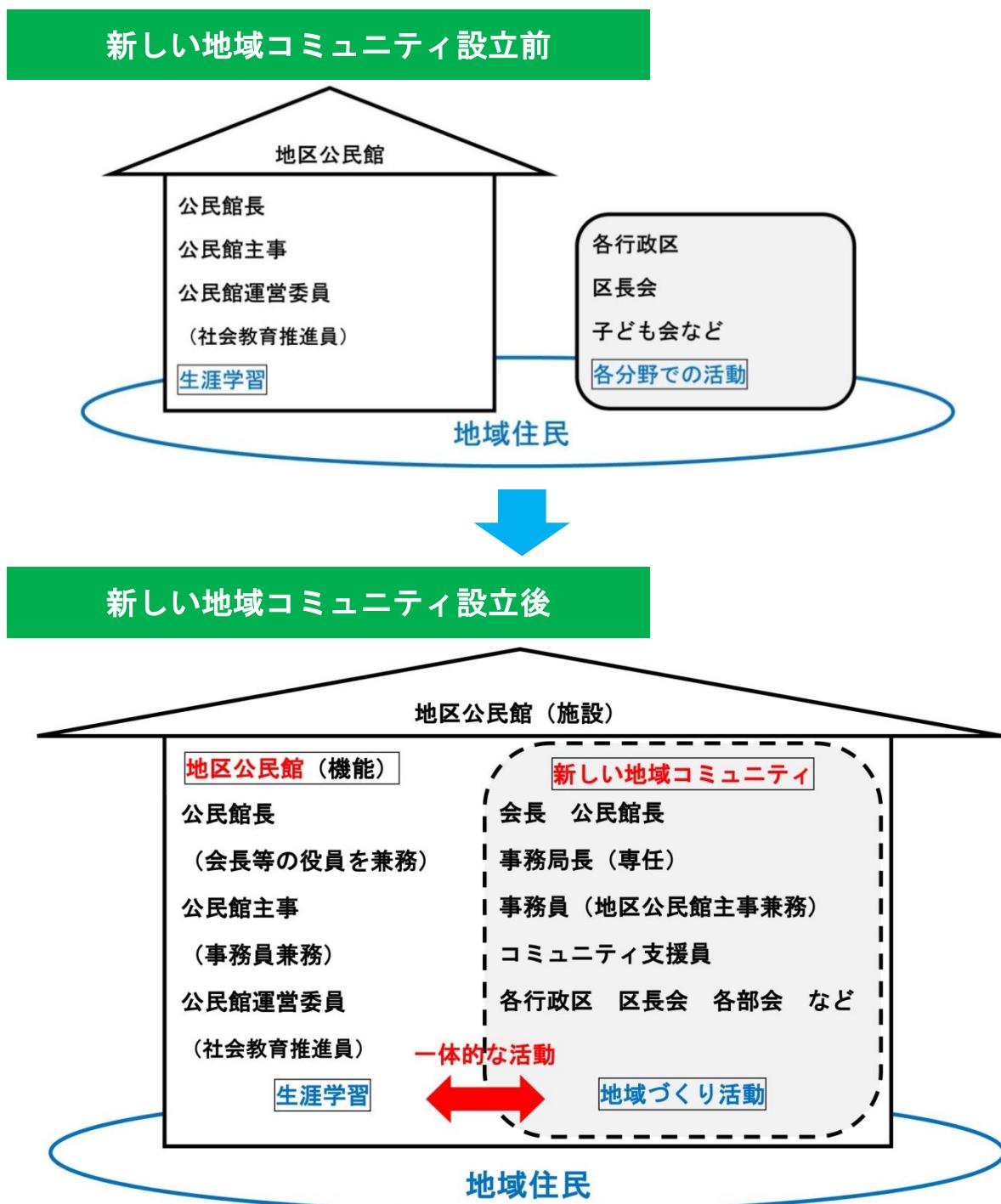
新しい地域コミュニティと地区公民館の具体的な連携方法等については、それぞれの地域の実情に応じて検討を行うこととします。

(2) 地区公民館長及び地区公民館主事の役割

地区公民館を拠点として新しい地域コミュニティの取り組みがスタートすると、建物としての地区公民館の中に生涯学習活動を行ってきた地区公民館と新しい地域コミュニティが同居する形となり、新しい地域コミュニティには会長、事務局長等が、地区公民館には公民館長、公民館主事がそれぞれ配置されることとなります。

新しい地域コミュニティと地区公民館がともに地域のための組織であること踏まえ、新しい地域コミュニティが行う地域づくり活動と地区公民館の管理運営を含めた地区公民館活動を、公民館長が新しい地域コミュニティの役員を兼務するなど、それぞれに配置される職員等が協力、連携し、一体的に推進することとします。

新しい地域コミュニティと地区公民館の関係図



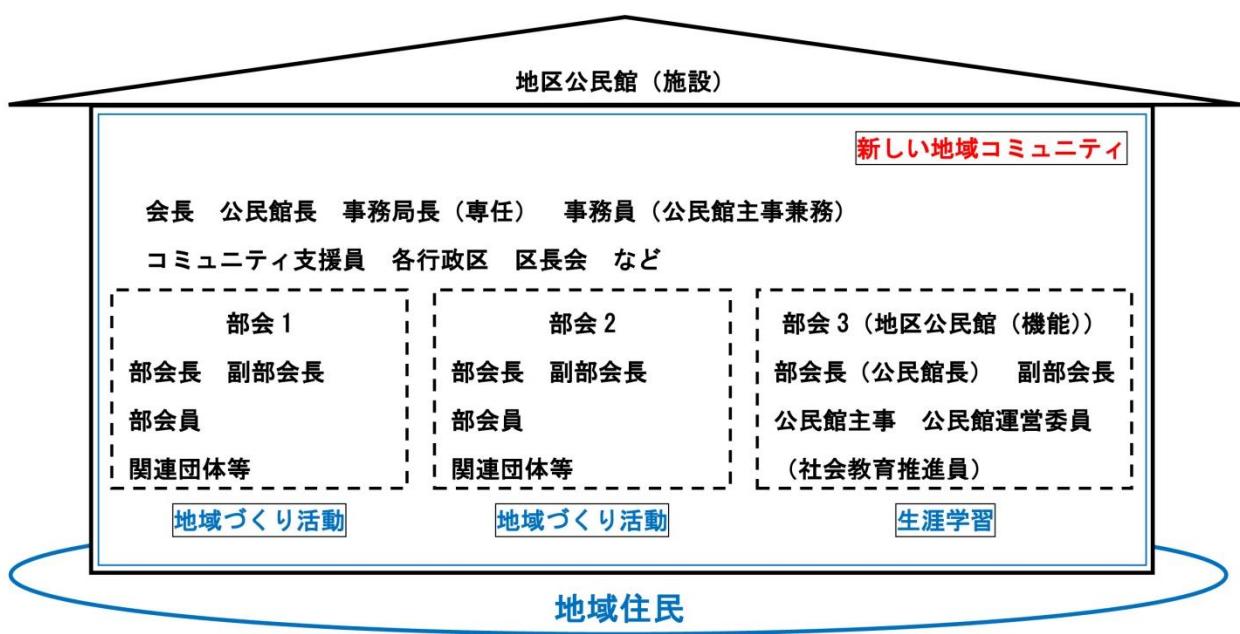
新しい地域コミュニティと地区公民館が連携して地域づくりを行う

3. 新しい地域コミュニティと地区公民館の目指すべき姿

新しい地域コミュニティによる取り組みがスタートした地域では、新しい地域コミュニティと地区公民館が互いに連携し、地域づくりを進めていくこととなります。

また、地区公民館は地域づくり活動の拠点であり、地域のさまざまな課題を解決するための住民自治の拠点としての役割を担う施設として位置づけられることから、将来目指すべき組織と運営のあり方は次に示すとおり、現在の地区公民館が担っている生涯学習機能を新しい地域コミュニティの部会の一つと位置づけ、新しい地域コミュニティが地域づくり活動と生涯学習活動を一体的に推進する姿を目指すこととします。

新しい地域コミュニティの目指すべき姿



第5章 町の支援策

1. 推進体制

新しい地域コミュニティによる地域づくりを効果的に進めるためには「自分たちの地域は自分たちで守り、育てる」ことを基本に置き、住民と行政がそれぞれの立場で役割を分担し、協力、連携しながら地域の状況を十分に踏まえた体制を整えていく必要があります。

そのためには、新しい地域コミュニティの取り組みに関する総合窓口の設置や行政の関係部署による地域における課題等の情報共有、職員が特定の地域を担当する仕組みの導入など、幅広い検討を進めることとします。

こうした取り組みの検討と実践により、地域と行政のコミュニケーションの円滑化と地域が抱えている課題等を適切に把握できる体制づくりを進め、新しい地域コミュニティとの協力、連携を行うとともに、その推進体制を確保します。

2. 人的支援

(1) 事務局長（集落支援員）の配置と人材育成

新しい地域コミュニティによる地域づくりを進めるためには、地域住民の積極的な参加が重要となるため、地域住民が参加しやすい環境づくりや主体的な組織運営の中心となる事務局機能を担う人材が必要となることから、専任してその職務に当たる人材を町の会計年度任用職員として採用し、新しい地域コミュニティの「事務局長（＝集落支援員）」として配置することとします。

■集落支援員

過疎地域等に所在する集落等の目配り役として集落を巡回し、各世帯の状況把握や集落の共同作業の手伝い、困りごと相談など幅広い分野で支援する制度。

また、地域のリーダーとなる人材の発掘や育成は、行政が地域に対して果すべき役割であるため、地域づくりを先導する人材の発掘と育成を積極的に進め、新しい地域コミュニティによる地域づくりをより効果的に進める体制づくりを進めます。

(2) コミュニティ支援員の雇用に対する助成金の交付

新しい地域コミュニティによる地域づくり活動が活発になると、事務局の担う事務量の増大や人員不足が懸念されます。

このような事態に対応するために、新しい地域コミュニティが事務局の補助的な役割を担う人材（＝コミュニティ支援員）を直接雇用する際は、雇用に必要となる人件費の一部を助成金として交付することとします。

3. 財政支援

新しい地域コミュニティの持続的な取り組みの推進には、地域での主体的、自主的な取り組みが基本となります。町内の各地域の状況が一律ではないこと、組織を立ち上げる際の経費の必要性、地域づくりにもさまざまな形があることなどを踏まえ、柔軟な支援の仕組みを整える必要があります。

(1) 設立準備支援 【地域コミュニティ活性化事業助成金】

ワークショップやまち歩きを始めとした新しい地域コミュニティの設立に向けた取り組みや、設立準備期間中における試験的な活動を行う際に必要となる経費として使うことができる助成金です。交付要件等は次のとおりです。

対象者	新しい地域コミュニティの設立に取り組む団体 (地域住民の合意が得られた組織)
対象事業	新しい地域コミュニティの設立に向け実施する事業
対象経費	使用料（会場借上料等） 報償費（アドバイザーの謝礼金等） 消耗品費 印刷製本費 など
交付上限額	1組織あたり 50万円/年間 (同一組織に対する助成は3年を限度)

(2) 活動支援 【まちづくり協議会活動助成金】

地域住民の合意を得て設立された新しい地域コミュニティの運営費や活動費の財源として交付する助成金です。

助成対象事業を「町が認める『地域づくり計画』」に基づく取り組みや事業とすることで、地域における取り組みなどの必要性や位置付けを明確にすること

とします。交付要件等は次のとおりです。

ア 交付対象者等

対象者	地域住民の合意を得て設立された新しい地域コミュニティ
対象事業	新しい地域コミュニティによる地域づくり活動等 (町が認めた「地域づくり計画」に基づく取り組みや事業であること)
対象経費	新しい地域コミュニティの運営費 コミュニティ支援員の人事費 集落支援に要する経費 地域課題の解決のための活動に要する経費 など

イ 助成金の額

区分	助成金の算定方法
1 事務局運営額	
(1) 基本額	1まちづくり協議会当たり 30万円
(2) 人件費加算額	1まちづくり協議会当たり 50万円。ただし、事務局長の事務補助を行う者を雇用する場合に加算する。
2 条件割額	
(1) 人口割額	助成金の申請を行おうとする年度の前年の10月1日現在の住民基本台帳に登載されたまちづくり協議会を構成する区域内の人口に400円を乗じて得た額
(2) 世帯割額	助成金の申請を行おうとする年度の前年の10月1日現在の住民基本台帳によるまちづくり協議会を構成する区域内の世帯数に1,000円を乗じて得た額
(3) 高齢化加算額	助成金の申請を行おうとする年度の前年の10月1日現在のまちづくり協議会を構成する区域の高齢化率の数値に、1%当たり 5,000円を

	乗じて得た額
3 事業費加（減）算額	区分1事務局運営額と区分2条件割額の合計額と、交付申請時に助成対象者から提出されたまちづくり協議会活動助成金事業計画書（様式第6号）に記載されている事業費の合計額との差により得た額で町長が適当と認める額
ア 助成金の額は、区分1から区分3までの合計額とする。ただし、各区分に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	
イ 年度途中に設立されたまちづくり協議会に対する助成金の額は、月割りにより算出する。	

新しい地域コミュニティにとって、その活動を維持、継続するための資金確保は重要な課題となりますので、町からの支援を受けるだけでなく、主体的な組織の運営を目指し、国や県の助成制度の活用や地域内の各世帯からの会費、地域資源を活用した特産品の販売など、自主財源を確保する方法を検討し、実践することが必要となります。

4. モデル地区での活動の推進

この「新しい地域コミュニティづくりの基本方針」の策定により、本町における地域コミュニティによる地域づくりのあり方等の方向性を示し、その具体的な検討を進めることとしています。

この検討とあわせ、現在、モデル地区による組織設立に向けた取り組みや地域課題の洗い出し、地域における組織の見直し作業など、具体的な取り組みを進めています。

今後、このモデル地区による取り組み状況や進捗状況、モデル地区での検討から見えてくる課題を改善し、その内容を町内全域への取り組みへと広げ、地域全体の活性化へと繋がるよう新しい地域コミュニティづくりを推進することとします。

新しい地域コミュニティづくりの基本方針

2018年（平成30年）12月 発行

2020年（令和2年）9月 改定

香美町（企画課）